

部門・項目別事業計画

東京司法書士会

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
I 対策部門	1. 法改正対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの変更に伴い、不動産登記制度及び不動産登記法等の検討を行う。</li> <li>・不動産登記法等、会社法等、民法改正等に関する業務及び研修事業について、積極的な対応を図る。</li> <li>・平成14年改正司法書士法の附帯決議の実現並びに改正後に顕れた懲戒制度、法人制度等の諸問題について、引き続き司法書士法改正及び司法書士制度関連法案等への対応を図る。</li> <li>・懲戒制度の研究を行う。</li> </ul>	執行部
	2. 司法・司法書士制度対策 ① 司法書士執務対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高い倫理性を維持、向上させつつ社会の期待と信頼に応えるため、「司法書士倫理」規範の周知徹底を図り、倫理規範の修得を中心とする年次制研修を実施し、会員の執務指導を行う。</li> <li>・税理士会と協調して、企業・法人に対する相談会等の対応を検討する。</li> <li>・供託・成年後見登記及び電子公証手続きのオンライン申請開始等を含めて、オンライン申請の普及・促進を進めるため、法務局に対する情報提供等により、オンライン申請のより良い環境整備に努める。</li> <li>・裁判所及び弁護士会との協議を行う等、利用しやすい裁判制度の定着に協力する。</li> <li>・裁判実務における司法書士執務の研究を進めるための検討を行い、簡裁代理業務の研修会も実施する。</li> <li>・司法書士執務についての規範規則制定の検討を行う。</li> </ul>	執行部
	② 日本司法支援センター（法テラス）への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本司法支援センター（法テラス）と協力し、市民に対する情報提供業務、法律扶助、相談事業の利用促進を図り、紛争解決への必要な情報並びにサービスを提供する。さらに、犯罪被害者の権利・利益の擁護のため活動する。</li> </ul> 上記の目的達成のため、下記イからニを行う。 イ. 民事法律扶助を必要とする市民のニーズにより的確に応え、また会員の意識向上のため墨田総合相談センターをはじめとする総合相談センターを法テラス指定相談場所とすることを検討し、積極的に取り組む。 司法書士による法律相談・代理援助・書類作成援助の推進・充実。 ロ. 日本司法書士会連合会電話相談センター事業への協力。 ハ. 法律扶助契約司法書士数の増加、利用促進を図り、またそのための研修を行う。	執行部 相談部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
		ニ．法テラス東京との協議会の開催。	
	③ 司法書士調停センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事に関する紛争全般を取り扱うことが出来る都内唯一の認証紛争解決事業者として、メディエーション重視の調停を実施する。</li> <li>・調停手続実施者及び調停管理者の養成、スキルアップのためにトレーニングを行い、調停実施者及び管理者の増員等、内部体制の充実を図る。</li> <li>・トレーナーの養成を行う。</li> <li>・仲裁法による仲裁の実施を検討する。</li> <li>・外部相談機関等との連携を図る。</li> <li>・会館内に調停専用室の設置を検討する。</li> </ul>	執行部 企画部
	④ 司法書士不在地域対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本司法書士会連合会とともに、司法書士不在地域に対する個人・法人会員の開業支援を実施する。</li> <li>・司法書士の不在地域の解消に向けて情報収集をする。</li> <li>・司法書士不在地域に対する個人・法人会員の開業支援及び公設事務所設置について検討する。</li> <li>・司法書士不在地域・島嶼地域における法律相談の充実を図るため、法律相談会を実施する。</li> <li>・外部団体等と連携をとり、司法書士不在地域・島嶼地域における法律相談の充実を図る。</li> <li>・奥多摩地区住民に対し、巡回法律相談を実施する。</li> </ul>	執行部  相談部
	⑤ オンライン申請推進対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン申請のより一層の普及と、登記・供託オンライン申請システムに対応するための具体的施策を進め、利用者の権利擁護及び利便性の対応を図る。また、会員の事務所におけるオンライン申請環境の整備を推進するため、情報の収集に努める等の対応を図る。</li> </ul>	執行部 企画部
	⑥ 非司法行為の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非司法書士行為を行った個人及び法人・企業等に対し、警告文等を発し、改善を求める。</li> <li>・悪質な非司法書士行為を行った者に対し、告発等を行うと共に、警察等関係機関との連携を図る。</li> <li>・非司法書士行為に関する情報収集及び調査を行い、会員や市民にも広報を行う。</li> <li>・ホームページ等による広告等の調査や、非司法書士行為についての情報提供等に基づき、社会情勢に適応した非司法書士行為の防止策等を検討する。</li> </ul>	総務部 非司法書士排除委員会
	⑦ 危機管理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日司連と協議して、会館の危機管理体制の強化を図り、万全なセキュリティを確保する。</li> <li>・事務局等の危機管理体制を見直し、事務室の配置変更等を検討すると共に、近隣の事業所及び防犯協会と連携し、安心かつ安全な執務状態を確保する。</li> <li>・定期的に会館における災害訓練及び消防訓練を行う。</li> <li>・会員に対して、事務所所在地域の災害復興訓練への参加を求め、情報提供・情報交換を行う。</li> <li>・災害復興まちづくりの研究を行う。</li> </ul>	執行部 企画部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
	⑧ 司法書士市民 救援基金	・ 市民救援基金制度の定着を図るため、会員への周知を図り、利用実績の増大及び活性化を目指すと共に、同制度の円滑かつ適正な運営を維持する。	相談部
	⑨ 民事介入暴力 への対応	・ 東京都暴排条例施行、暴力団対策法改正をふまえた、『民事介入暴力対策の手引』の第2版を作成し、配布する。 ・ 民事介入暴力に関する対応策について、関係機関の協力をもとに、会員向け研修会を実施する。 ・ 法規制強化に対応すると共に各関係機関との連携を図り、民事介入暴力の現状について検討し、会員に対する啓発活動を実施する。	執行部
	3. 組織改善対策		
	① 組織改善	・ 会の組織・機構・本会事業等のあり方を検討し、その成果を、会則・規則・規程等に反映させる。	執行部
	② 情報公開	・ 情報公開規則に則り、公法人として必要かつ適正な情報公開を実施する。 ・ 懲戒処分等を公表する。	総務部
	③ 個人情報保護	・ 個人情報保護方針並びに個人情報保護規程に基づき個人情報の更なる適正な管理に努める。 ・ 事務室の独立性を保ち、情報管理に関するセキュリティについて十全な対応をし、個人情報の保護を徹底する。 ・ 個人情報を保護するため、事務室の書庫管理をより万全なものとする。	執行部 総務部
	4. 成年後見制度へ の対応	・ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と協働し諸活動を行う。 ・ 成年後見利用支援事業（報酬助成）の利用促進を図るための事業を公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と共催して実施する。 ・ 地方自治体において、遺言と成年後見制度に関する出張講座を公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と共催して実施する。 ・ 任意後見人・成年後見人等の職務を研究・検討し、制度の積極活用を図る。 ・ 地方自治体・社会福祉協議会・社会福祉士会・地域包括支援センター等とのネットワーク作りを推進し、制度の普及を図る ・ 高齢者・障がい者などを対象とする無料法律相談会を公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と共催して実施し、市民の要請に応える。 ・ 裁判所、公証人会、その他の団体等との協議を行い、制度の円滑な運用を図る。	執行部 企画部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
II 執務指導部門	5. 多重債務問題・自死問題・消費者問題等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多重債務問題改善プログラムの方針を尊重し、地方自治体の多重債務者に対する対策会議や相談窓口の体制整備に協力し、相互連携の強化充実を図る。</li> <li>・地方自治体の多重債務者に関する相談員及び民生委員向けの出前講座を開催する。</li> <li>・東京地裁民事20部における本人申請による破産申立手続の改善を引き続き求める。</li> <li>・金融経済教育等の消費者教育について、学校教育や企業の社員教育等の教材を作成して講師を派遣する。</li> <li>・利息制限法制限利率の適正水準の動向について注視し、市民生活へ悪影響を及ぼすことのないよう諸活動を行う。</li> <li>・割賦販売法、特定商取引法改正の推移を引き続き注視し、消費者問題に関する相談の一角を司法書士が担うよう諸活動を行う。</li> <li>・国及び東京都の行う自死対策事業に協力し、関係機関との連携をはかり、自死予防対策事業を行う。</li> <li>・その他、多重債務・貧困・自死問題の解決等、消費者問題への対応のために関係機関・団体等との連携を図る。</li> </ul>	執行部 企画部 相談部
	6. 登記所統廃合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記所統廃合について情報収集と対応策を検討する。</li> </ul>	執行部
	1. 執務改善推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の権利の保護に寄与するため、会員の執務の更なる適正化を図り、会員指導を行う。</li> <li>・非司法書士との提携やリベートなど司法書士制度の信頼を揺るがす行為に関して、会員の意識の向上に努める。</li> <li>・綱紀案件について結論を出すまでの期間短縮を実現するため、手続きの効率化の方法を検討するとともに担当者のスキル向上を図る。</li> <li>・会員と依頼者等との紛議に関して、紛議調停を行う。</li> <li>・綱紀事案の概要を必要に応じてスーパーネットに掲載し、会員の執務に関する意識の向上に役立てる。</li> <li>・綱紀事件に関して事例を整理し、綱紀白書を発行する。</li> <li>・綱紀・懲戒事例についての会員向け説明会を開催し、非違行為の予防に努める。</li> </ul>	執行部 総務部 業務部
III 研究部門	1. 研究企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判事務に取り組む会員数の増加と質の向上を目的として研究会を開催するとともに、裁判事務促進のための研究及び裁判事務促進のための制度の検討をする。</li> <li>・司法書士の裁判実務の支援と、訴訟の円滑な実施を目的とした、裁判所との実務協議会を行う。</li> <li>・成年後見制度・家事事件における司法書士の役割や実務的諸問題について、家庭裁判所との協議を行う。</li> </ul>	企画部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
IV研修部門		<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所における調停委員及び司法委員に司法書士の活用を働きかける。</li> <li>・官公署等との連携を強めて司法書士の活用を働きかける。</li> <li>・地方自治体、地域包括支援センター等と連携して、高齢者虐待問題や障がい者虐待問題に取り組む。</li> <li>・東京法務局との登記実務協議会を実施する。</li> </ul> <p>(研修の種類ごとに214頁～219頁参照)</p>	研修部
V相談部門	<p>①常設法律相談 ・司法書士総合相談センター</p> <p>②無料法律相談会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判・多重債務・登記・会社法務・成年後見・震災相談等について常設法律相談会を開催する。</li> <li>・当番司法書士制度を充実させる。</li> <li>・四谷・墨田・三多摩総合相談センターの充実を図り、広報に努める。</li> <li>・電話相談センター「ホットライン」の充実を図る。</li> <li>・総合相談センターへ来ることができない相談者のために、施設・病院へ相談員を派遣して出張相談を行う。</li> <li>・専門分野別及び支部別の相談員研修を積極的に行い、相談スキルの向上、相談体制の充実を図る。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都貸金業対策課における相談ブースにおいて、ヤミ金被害等についての常設相談を実施する。</li> <li>・東京都・同特別区が実施する社会福祉事業に協力するとともに、生活保護受給者・路上生活者等に対する法律相談を実施する。</li> <li>・裁判・多重債務・消費者問題・労働問題等の専門分野に関する電話・面談等による相談会を開催する。</li> <li>・登記・相続・遺言・成年後見等をテーマとする相談会を開催する。</li> <li>・ターミナル駅や市民祭りなど人通りの多い場所において街頭相談会を開催する。</li> <li>・法テラス・都立図書館・商工会議所・官公署等の依頼に応じ、相談員を派遣する。</li> <li>・当会会員が他士業・医師・カウンセラー等と協同して開催する総合相談会への支援を行う。</li> </ul>	<p>執行部 相談部</p> <p>相談部 企画部 支部等</p>
VI企画部門	1. 法教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者問題等について、中学生、高校生、特別支援学校の生徒やPTAを対象に、講座・寸劇・漫才・ティーンコート・ADR等を企画し実演する。</li> <li>・大学等の司法書士ガイダンス及びインターンシップ制度に協力する。</li> <li>・地方自治体等における成年後見講座に講師を派遣する。</li> <li>・商工会議所等が主催する、会社法等に関する講演会や講座に講師を派遣する。</li> </ul>	企画部 支部等

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
	2. 司法書士劇団の上演	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に身近な法律問題を分かりやすく理解してもらうこと、また、司法書士が成年後見制度及び法律問題にどのようにかかわっているのかを知ってもらうことを目的として、司法書士劇団「リーガル☆スター」の公演を行う。</li> <li>・支部・社会福祉協議会・各自治体の協力を仰いで連携を図り、支部主催事業や各自治体・社会福祉協議会等の行事に合わせて上演し、多くの市民の方々に観てもらえるよう努力する。</li> <li>・日司連の協力を得て、各ブロック協議会や各単位会において行う市民シンポジウム・公開講座等での劇団上演の実現を目指す。</li> </ul>	企画部
	3. 講演会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多重債務・貧困・自死問題、消費者問題や高齢者虐待、憲法・人権問題、成年後見制度の普及等について、必要に応じ講演会・シンポジウムを開催する。</li> </ul>	執行部 企画部
	4. 友好諸団体との交流と協同事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十士業よろず相談会を実施する。</li> <li>・東京三弁護士会との協議会を開催する。</li> <li>・東京公証人会、東京土地家屋調査士会との三者協議会を開催する。</li> <li>・東京税理士会との連絡協議会を開催する。</li> <li>・東京都不動産鑑定士協会との協議会を開催する。</li> <li>・東京都行政書士会との連絡協議会を開催する。</li> <li>・災害復興まちづくり支援機構の運営に協力及び参加する。</li> <li>・自治体において実施する、災害復興訓練への参加を支援する。</li> <li>・新宿区、四谷消防署、新宿区社会福祉協議会等の協力を得て、本塩町会及び近隣事業所との地域防災連携訓練を行うと共に、災害時援助に関する協議を継続する。</li> </ul>	執行部 企画部 相談部
	5. 広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な広報手法について学び、東京司法書士会独自の制度広報を研究し実践する。</li> <li>・司法書士の職務内容を広く社会に紹介し、市民への情報提供を行うため、東京司法書士会ホームページ及び東京司法書士会総合相談センターホームページのさらなる充実を図る。</li> <li>・マスコミその他広報に資する諸団体との交流を図り、広報活動を推進・強化する。</li> </ul>	企画部 相談部
	6. 支部等の広報活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支部、支部ブロック、三多摩支会等における街頭相談会及び講演会・講座等の開催を支援する。</li> </ul>	企画部 相談部
	7. 対外広報誌の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京司法書士会の対外広報誌「司法の窓 ファーロ」を季刊誌として発行し、市民に対し司法書士の制度広報と情報の提供を図る。</li> </ul>	企画部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
Ⅶ福利厚生部門	1. 健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員・補助者・事務局職員を対象とした健康診断を行い、人間ドックを斡旋し、心のケアのための窓口を案内する。</li> <li>・ 会員の親睦と交流を図るため会員が結成したクラブに対する補助制度の充実を図る。</li> </ul>	企画部
Ⅷその他	1. 緊急時広報への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クライシス・コミュニケーションへの対応を図る。</li> </ul>	総務部
	2. 多目的ホールの運営(7階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図書スペースを多目的ホールとして、より効率的に運営する。</li> </ul>	総務部
	3. 会員への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員への情報伝達の迅速化及び省力化並びに紙媒体を削減することによる省資源化のために、電子メール及びスーパーネットを活用した会員向け情報伝達の仕組みを構築し、会員の利便性向上を図る。同時に、会員の情報電子化への対応に向けての周知・啓発活動を行う。</li> </ul>	総務部
	4. 事務局体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本会の事務局の運営については、効率的な事務管理と適正な事務処理のため、各種規則・規程等の整備を継続する。事務局職員の労働環境の整備・改善を進める。</li> </ul>	総務部
	5. 職員研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務局職員の事務処理の正確さを保持し迅速化を図るため、個々の業務に対応した職員研修を実施する。</li> </ul>	総務部
	6. 東日本大震災への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災復興支援対策本部において、被災地復興の状況を注視し、時宜にかなった適切な施策を実施する。</li> <li>・ 東日本大震災相談対策委員会において、被災者及び被災地の状況に応じ、柔軟な相談活動を実施する。</li> </ul>	執行部